

令和5年9月

各 位

東京東信用金庫

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について

平素は東京東信用金庫をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年10月1日から、複数税率に対応した仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

これに伴い、当金庫は適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、登録番号をお知らせいたします。

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

登録年月日	令和5年10月1日
登録番号	T2010605000978
名称	東京東信用金庫
本店または主たる事務所の所在地	東京都墨田区東向島2丁目36番10号

2. インボイス制度に対する当金庫の対応について

(1) 営業店窓口でお支払いいただく手数料について

現在発行しております手数料等の領収書（ATM・両替機取引を除く）につきましては、インボイス要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

例：振込手数料、両替手数料、代金取立手数料等

(2) 営業店窓口以外（自動振替等）でお支払いいただく手数料について

営業店窓口以外において、自動振替等で口座からお支払いいただいた手数料につきましては、インボイス要件を満たした「インボイス通知書」を発行いたしますのでお取引店へ申出ください。

例：インターネットバンキングによる振込手数料および基本手数料、手形・小切手帳発行手数料等

(3) ATM・両替機のお取引について

ATM・両替機でのお取引については、インボイスの交付が免除される「自動販売機特例」の対象となりますので、インボイスは交付いたしません。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除を行うことが可能となります。

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問合せください。

以上